

- ① 青色申告書を提出する事業者で医療保健業を営むものが、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する機器の取得等をして医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の 100 分の 20 相当額の特別償却ができる措置を加える。
- ② 一般の医療用機器に係る措置の対象となる医療用機器を、一定の規模のもので高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとする。
- (9) 優良賃貸住宅の割増償却制度における高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長することとする。(租税特別措置法第 14 条、第 47 条、第 68 条の 34 関係)
- ① 高齢者の居住の安定確保に関する法律の認定計画（一定の認定支援施設の記載があるものに限る。）に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅
- イ 耐用年数が 35 年未満であるもの 100 分の 40（現行 100 分の 28）
- ロ 耐用年数が 35 年以上であるもの 100 分の 55（現行 100 分の 40）
- ② 高齢者向け優良賃貸住宅で上記①以外のもの
- イ 耐用年数が 35 年未満であるもの 100 分の 20（現行 100 分の 28）
- ロ 耐用年数が 35 年以上であるもの 100 分の 28（現行 100 分の 40）
- (10) 農業経営基盤強化準備金制度について、農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人（特別障害者に該当する者に限る。）の一定の推定相続人が当該農業経営基盤強化準備金に係る事業の全部を譲り受けた場合には、その事業の全部を譲り受けた日における当該農業経営基盤強化準備金の金額を当該推定相続人の農業経営基盤強化準備金の金額とみなす措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長することとする。(租税特別措置法第 24 条の 2、第 61 条の 2、第 68 条の 64 関係)
- (11) 特定目的会社に係る課税の特例等について、支払配当の損金算入の要件である支払配当の額が配当可能所得の金額の 100 分の 90 相当額を超えていることとの要件を支払配当の額が配当可能利益の額の 100 分の 90 相当額を超えていることとする等の見直しを行うこととする。(租税特別措置法第 67 条の 14、第 67 条の 15、第 68 条の 3 の 2、第 68 条の 3 の 3 関係)
- (12) 特例民法法人の事業を承継するために設立された一定の認可地縁団体が、平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの間に解散した当該特例民法法人からその期間内にその残余財産を取得する場合には、その残余財産に係る不動産

の所有権等の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずることとする。(租税特別措置法第84条の3関係)

(13) その他の租税特別措置の改正

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずることとする。

① 廃止

- イ 保全事業等資産の特別償却(旧租税特別措置法第43条の3、第68条の18関係)
- ロ 電子計算機買戻損失準備金(旧租税特別措置法第57条、第68条の50関係)
- ハ 独立行政法人住宅金融支援機構が受ける抵当権の設定登記に対する登録免許税の免税措置(旧租税特別措置法第74条の2関係)
- ニ 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(旧租税特別措置法第78条関係)
- ホ 特定外貿埠頭管理運営者が指定法人からの出資に伴い土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(旧租税特別措置法第82条の3関係)
- ヘ 株式分割等に係る株券等に対する印紙税の非課税(旧租税特別措置法第91条の4関係)

② 縮減等

- イ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の16(現行100分の20)に、建物等に係る償却割合を100分の8(現行100分の10)に、それぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第43条の2、第68条の17関係)
- ロ 事業革新設備の特別償却制度について、適用対象から共同事業再編計画に係る措置及び技術活用事業革新計画に係る措置を除外するとともに、償却割合を100分の25(現行100分の30)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第11条の3、第44条の3、第68条の21関係)
- ハ 特定再開発建築物等の割増償却制度における市街地再開発事業に係る措置について、対象となる建築物を市街地の土地の合理的かつ健全な高度利

用と都市機能の更新に著しく資するものとした上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第14条の2、第47条の2、第68条の35関係)

ニ 植林費の損金算入の特例について、対象となる植林費から、一定の規模の法人の国又は地方公共団体から交付を受けた補助金等の対象事業に係る植林費を除外した上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第52条、第68条の38関係)

ホ 特定災害防止準備金制度における露天掘による鉱物の採掘事業を営む事業者に係る措置について、対象となる事業者を石炭の採掘事業を営む法人に限定した上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第20条の2、第55条の6、第68条の45関係)

ヘ 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、対象となる協同組合等から漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会を除外するとともに、対象となる事業年度から協同組合等(その設立が都道府県ごとに1個又は全国を通じて1個に限られているものを除く。)の設立後10年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度を除外した上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第61条関係)

ト 認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、産業活力再生特別措置法の一部改正に伴い、対象となる計画類型に資源生産性革新計画及び中小企業承継事業再生計画を加えるとともに、共同事業再編計画及び技術活用事業革新計画を除外する。(租税特別措置法第80条関係)

チ 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の登記等に係る軽減税率の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。(租税特別措置法第81条関係)

(イ) 所有権の移転登記(現行1,000分の8)

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 1,000分の8

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1,000分の13

(ロ) 地上権等の移転登記(現行1,000分の4)

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 1,000分の4

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1,000分の6.5

(ハ) 先取特権等の移転登記（現行 1,000 分の 1.4）

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 1.4

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 1.8

リ 電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除制度について、適用対象となる建物の所有権の保存登記をその表題登記も電子情報処理組織を使用して申請されたものとした上、その適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長する。（租税特別措置法第 84 条の 5 関係）

（注）上記の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に電子情報処理組織を使用して登記の申請を行う場合における登録免許税について適用する。（附則第 67 条関係）

③ 適用期限の延長

イ 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を 7 年延長する。（租税特別措置法第 84 条の 2 関係）

ロ 次に掲げる特別措置の適用期限を 5 年延長する。

（イ）政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除（租税特別措置法第 41 条の 18 関係）

（ロ）損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例（租税特別措置法第 67 条の 7、第 68 条の 104 関係）

ハ 次に掲げる特別措置の適用期限を 2 年延長する。

（イ）山林所得に係る森林計画特別控除（租税特別措置法第 30 条の 2 関係）

（ロ）電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除（租税特別措置法第 41 条の 19 の 5 関係）

（ハ）集積区域における集積産業用資産の特別償却（租税特別措置法第 11 条の 5、第 44 条の 2、第 68 条の 20 関係）

（ニ）共同利用施設の特別償却（租税特別措置法第 44 条の 5、第 68 条の 24 関係）

（ホ）障害者を雇用する場合の機械等の割増償却（租税特別措置法第 13 条、第 46 条の 2、第 68 条の 31 関係）

（ヘ）事業所内託児施設等の割増償却（租税特別措置法第 46 条の 4、第 68 条の 33 関係）

- (ト) 倉庫用建物等の割増償却（租税特別措置法第 15 条、第 48 条、第 68 条の 36 関係）
- (チ) 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例における繰入限度額の割増措置（租税特別措置法第 57 条の 10、第 68 条の 59 関係）
- (リ) 鉱工業技術研究組合の所得計算の特例（租税特別措置法第 66 条の 10、第 68 条の 94 関係）
- (ヌ) 利用権設定等促進事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第 77 条関係）
- (ヘ) 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第 78 条の 2 関係）
- (フ) 卸売市場法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第 79 条関係）
- (ド) 認定民間都市再生事業計画等に基づき建築物を建築した場合等の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第 83 条関係）
- (カ) 鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税の免税（租税特別措置法第 90 条の 4 の 2 関係）
- (コ) 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法第 90 条の 6 の 2 関係）
- (ク) 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例（租税特別措置法第 90 条の 9 関係）
- (ケ) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例（租税特別措置法第 91 条関係）

ニ 次に掲げる特別措置の適用期限を 1 年延長する。

- (イ) 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第 87 条の 5 関係）
- (ロ) 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例（租税特別措置法第 88 条の 2 関係）

⑭ その他所要の税制の整備を行うこととする。

六 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正（第6条関係）

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う所要の整備を行うこととする。（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条関係）

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）の一部改正（第7条関係）

1 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の見直し

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を7%軽減税率とすることとする。（所得税法等の一部を改正する法律附則第32条、第43条関係）

2 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の延長

(1) 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払う上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率に対する7%軽減税率の特例を1年延長することとする。（所得税法等の一部を改正する法律附則第33条関係）

(2) 国内に恒久的施設を有しない非居住者又は内国法人若しくは外国法人に対して支払う上場株式等の配当等に係る7%軽減税率の特例を平成23年12月31日まで（現行 平成21年3月31日まで）延長することとする。（所得税法等の一部を改正する法律附則第33条関係）

3 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例の延長

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における源泉徴収税率に対する7%軽減税率の特例を1年延長することとする。（所得税法等の一部を改正する法律附則第45条関係）

4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

八 その他（附則関係）

1 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成21年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

2 税制の抜本的な改革に係る措置

- (1) 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。(附則第104条関係)
- (2) 上記(1)の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。(附則第104条関係)
- (3) 上記(1)の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。(附則第104条関係)
- ① 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。
 - ② 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。
 - ③ 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。
 - ④ 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在

り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

- ⑤ 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。
- ⑥ 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。
- ⑦ 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。
- ⑧ 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進すること。

(2) 租税特別措置法の一部を改正する法律案要綱

[平成 21. 4. 27 閣議決定]

最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、平成 21 年及び平成 22 年において直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度を創設するとともに、平成 21 年度及び平成 22 年度において試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例を設け、あわせて交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ等の措置を講ずることとし、次により租税特別措置法の一部を改正することとする。

1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、その年1月1日において20歳以上である者が、自己の居住の用に供する一定の家屋の新築若しくは取得又は自己の居住の用に供する家屋の一定の増改築（これらとともにするこれらの家屋の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。）のための資金をその直系尊属からの贈与により取得した場合には、当該期間を通じて500万円まで贈与税を非課税とする制度を創設することとする。（第70条の2 関係）

2 試験研究を行った場合の特別税額控除制度の特例

(1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度、特別試験研究費に係る特別税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制について、次のとおり特例措置を講ずることとする。（第10条の2、第42条の4の2、第68条の9の2 関係）

① 平成21年度及び平成22年度に開始した事業年度の特例

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度における税額控除の適用を受けることができる限度額を当期の法人税額の100分の30（現行100分の20）相当額に引き上げる。

② 平成23年度に開始した事業年度の特例

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとする。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の100分の30相当額とする。

③ 平成24年度に開始した事業年度の特例

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度又は平成22年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとする。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の100分の30相当額とする。

- (2) 上記(1)①から③までの措置の改正に伴い、一事業年度において複数の法人税の特別税額控除制度の適用を受けることができる場合には、これらの特別税額控除制度による控除税額の合計額のうち、当期の法人税額を超える部分の金額は、繰越税額控除限度超過額として繰越控除できることを明確化する。(第10条の7、第42条の12、第68条の15の2関係)

3 交際費等の損金不算入制度

交際費等の損金不算入制度について、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人に係る定額控除限度額を600万円（現行400万円）に引き上げることとする。(第61条の4、第68条の66関係)

(注) 上記の改正は、法人の平成21年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。(附則第6条、第9条関係)

4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

5 この法律は、公布の日から施行することとする。(附則第1条関係)

2. 政令要綱

(1) 所得税法施行令の一部を改正する政令要綱

[平成 21.3.31 閣議決定]

- 1 先物取引の差金等決済をする者の告知制度について、先物取引の差金等決済の都度告知を要しないこととされる特例の対象に、金融商品取引業者の営業所において金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券の保管の委託に係る契約の締結の際、その者の氏名及び住所等を告知している場合等を加えることとする。(第350条の3関係)
- 2 外国税額控除制度における外国所得税の範囲の明確化を図るとともに、外国税額控除の対象とならない外国所得税の額について特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額を控除する措置の対象となる剰余金の配当等の額に対して課される外国所得税の額等を加えることとする。(第221条、第222条の2関係)
- 3 振替口座簿に記載又は記録がされている社債等の譲渡について、国内源泉所得となる国内にある資産の譲渡による所得の範囲の整備を行うこととする。(第280条関係)
(注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後に行う社債等の譲渡所得について適用する。(附則第8条関係)
- 4 国内源泉所得とされる債券の買戻又は売戻条件付売買取引から生ずる差益の範囲を定めることとする。(第283条関係)
- 5 特定退職金共済団体の対象となる法人の範囲について、公益社団法人及び公益財団法人を除外するとともに、定款に退職金共済事業に関する書類の備置及び閲覧の定めがあること等の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人を加えることとする。(第73条、第74条関係)
- 6 株式等証券投資信託等の償還金等の受領者の告知制度について、適用対象となる償還金等の範囲及び告知方法の細目等を定めることとする。(第346条関係)
- 7 オープン型の証券投資信託の信託の終了又は信託契約の一部の解約により支払われる金額のうち、配当所得の収入金額とされる部分の金額の整備を行うこととする。(第59条関係)
- 8 オープン型の証券投資信託の収益の分配等の支払通知書について、その交付

義務者となる収益の分配につき支払をする者に準ずる者の範囲を定めることとする。(第352条の2 関係)

- 9 棚卸資産の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法から後入先出法及び単純平均法を除外することとする。(第99条関係)

(注) 平成21年分における棚卸資産の評価額の計算について後入先出法又は単純平均法を選定している個人について所要の経過措置を講ずる。(附則第4条関係)

- 10 その他所要の規定の整備を行うこととする。

- 11 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第1条関係)

(2) 法人税法施行令の一部を改正する政令要綱

[平成21.3.31 閣議決定]

1 外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度

(1) 対象となる外国子会社の要件について、次のとおり定めることとする。

① 外国法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに内国法人が保有しているその株式等の数又は金額の占める割合等が 100 分の 25 以上であること

② 上記①の状態が内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前 6 月以上継続していること

また、上記①の割合等について、相手国の居住者である法人が納付する租税を我が国の租税から控除する旨を定める租税条約により 100 分の 25 未満の割合が定められている場合には、その割合によることとする。(第 22 条の 3 関係)

(2) 外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る費用に相当する金額について、当該剰余金の配当等の額の 100 分の 5 相当額とすることとする。(第 22 条の 3 関係)

2 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等を損金不算入とする措置について、外国源泉税等の細目等を定めることとする。(第 78 条の 2 関係)

3 外国税額控除制度における外国法人税の範囲の明確化を図るとともに、外国税額控除の対象とならない外国法人税の額について外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度の対象となる剰余金の配当等の額に対して課される外国法人税の額等を加えることとする。(第 141 条、第 142 条の 3、第 155 条の 27 関係)

4 振替口座簿に記載又は記録がされている社債等の譲渡について、国内源泉所得となる国内にある資産の譲渡による所得の範囲の整備を行うこととする。(第 177 条関係)

(注) 上記の改正は、平成 21 年 4 月 1 日以後に行う社債等の譲渡所得について適用する。(附則第 22 条関係)

5 債務処理に関する計画の策定があった場合に資産の評価損益の計上等が認められる措置について、次のとおり見直しを行うこととする。(第 24 条の 2、第 68 条の 2 関係)

(1) 債権の債務者に対する現物出資による移転(債務の消滅による利益の額が生ずると見込まれる場合に限る。)を債務免除と同様の取扱いとする。

(2) 2以上の金融機関等が債務免除をすることが定められていることとの要件における金融機関等の範囲に、他に金融機関等が債務免除をすることが定められている場合の地方公共団体を加える。

(3) 評価損益の計上に適しない資産に係るその価額とその帳簿価額との差額が少額であることとの要件のうち定額基準について、債務者の借入金等の額が10億円未満の場合には、100万円（現行1,000万円）とする。

（注）上記の改正は、平成21年4月1日以後に再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が生ずる場合について適用する。（附則第4条関係）

6 棚卸資産の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法から後入先出法及び単純平均法を除外することとする。（第28条関係）

（注）平成21年3月31日の属する事業年度において後入先出法又は単純平均法を選定している法人について所要の経過措置を講ずる。（附則第6条、第14条関係）

7 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例制度について、仮装経理法人税額の還付請求ができることとなる会社更生等に準ずる事実について定めることとする。（第174条の2関係）

8 国内源泉所得とされる債券の買戻又は売戻条件付売買取引から生ずる差益の範囲を定めることとする。（第180条関係）

9 その他所要の規定の整備を行うこととする。

10 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成21年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

(3) 消費税法施行令の一部を改正する政令要綱

[平成 21.3.31 閣議決定]

- 1 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。
- 2 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとする。

(4) 地方道路税法施行令の一部を改正する政令要綱

[平成 21. 3. 31 閣議決定]

- 1 名称を地方揮発油税法施行令に改めることとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)

(5) 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令要綱

[平成 21. 3. 31 閣議決定]

一 租税特別措置法施行令の一部改正（第 1 条関係）

1 住宅・土地税制

- (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、控除額の特例の対象となる認定長期優良住宅に該当する家屋の細目等を定めるとともに、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供する場合の増改築等の対象に、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める一定のエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を加えることとする。（租税特別措置法施行令第 26 条関係）
- (2) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供する場合の断熱改修工事等の対象に、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める一定のエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を加えるとともに、増改築等住宅借入金等の金額及び他の住宅借入金等の金額を有する場合の住宅借入金等特別控除額の計算方法に関する規定の整備を行うこととする。（租税特別措置法施行令第 26 条の 4 関係）
- (3) 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、控除額の計算の対象となる認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額の細目等を定めることとする。（租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 6 関係）
- (4) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる改修工事の要件、控除額の計算の対象となる改修工事の標準的な費用の額の細目等を定めることとする。（租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 5 関係）
- (5) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、控除額の計算の対象となる住宅耐震改修の標準的な費用の額の細目等を定めることとする。（租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4 関係）

- (6) 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除について、対象となる土地等の取得の範囲から除かれる特殊の関係のある者からの取得の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第23条の2、第39条の6の2、第39条の104の2関係)
- (7) 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例について、対象となる取得の範囲から除かれる適用法人と特殊の関係のある個人又は法人からの取得の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第25条の7の5、第39条の10の2、第39条の109の4関係)
- (8) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第25条、第39条の7、第39条の106関係)
 - ① 農用地区域等内にある土地等の買換えに係る措置について、特定農業法人が譲渡した場合の対象となる土地等の譲渡の範囲に農業経営基盤強化促進法の改正後の同法の農地利用集積円滑化団体に対する土地等の譲渡を加える。
 - ② 船舶の買換えに係る措置について、対象となる船舶を財務大臣が指定するものから国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2 法人関係税制

- (1) 資源需給構造変化対応設備等の特別償却制度について、資源生産性革新設備等に係る措置の対象となる関連法人の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第5条の12、第28条の6、第39条の51関係)
- (2) 試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に産業技術力強化法の改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び試験研究独立行政法人に委託する試験研究に係る費用を加えることとする。(租税特別措置法施行令第5条の3、第27条の4関係)

3 中小企業関係税制

- (1) 中小企業者等の法人税率の特例について、対象となる法人税法以外の法律

によって公益法人等とみなされているものの細目等を定めることとする。

(租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2、第 39 条の 38 の 2 関係)

- (2) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用について、還付の不適用の対象から除かれる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているものの細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 39 条の 24 関係)
- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除について、適用対象となる商店街活性化事業及び商店街活性化支援事業の要件並びにこれらの事業に係る土地等の買取りを行う法人の範囲等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 22 条の 8、第 39 条の 5 関係)

4 相続税制

- (1) 農地等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第 40 条の 6～第 40 条の 7 の 3 関係)
 - ① 相続税の納税猶予について、その取消しの対象となる農地等の総面積の 20%を超える譲渡等の計算の対象から除外される譲渡等の範囲に、農用地区域内の農地等を農地保有合理化事業等のために譲渡した場合を加える。
 - ② 営農困難時貸付けを行う場合における営農困難とされる状態の範囲、適用対象となる貸付けの範囲並びに貸付けを行った場合の届出書及び継続届出書の提出要領その他適用に関する事項を定める。
 - ③ 相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について、貸付けを行った場合の届出書及び継続届出書の提出要領その他適用に関する事項を定める。
- (2) 非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度について、次のとおりその適用に関し必要な事項を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 40 条の 8～第 40 条の 8 の 3 関係)
 - ① 納税が猶予される税額の計算方法の細目を定める。
 - ② 特例の対象となる贈与者又は被相続人の要件について、代表権を有して

いたこと、贈与又は相続の直前等においてその者及びその者と特別の関係のある者により認定贈与承継会社等の議決権の過半を有していたこと等を満たす者とする。

- ③ 特例の適用を受けるための担保の提供の手続、継続届出書の提出及び免除事由が生じた場合における猶予税額の免除の手続その他適用に関する事項を定める。

5 金融・証券税制

- (1) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、適用対象となる金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券の譲渡の範囲等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第26条の23関係)
- (2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、上場株式等以外の株式等で上場等の日の前日においてその者が有する同一銘柄の株式等のすべてをその上場等の日に受け入れるもの等を加えることとする。(租税特別措置法施行令第25条の10の2関係)
- (3) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式の譲渡損失の金額とみなされる金額の計算方法等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第25条の8の2関係)
- (4) 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例について、適用対象となる証券投資信託の要件等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第4条の7の2関係)
- (5) 株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭その他の資産の額について、配当所得の収入金額とされる金額及び株式等証券投資信託等の償還金等の受領者の告知制度の対象となる金額に関する特例を定めることとする。(租税特別措置法施行令第25条の8関係)
- (6) 上場株式等の配当等の支払通知書の交付義務者となる上場株式等の配当等の支払をする者に準ずる者の範囲を定めることとする。(租税特別措置法施行令第4条の2関係)